

松伏中学校体育館リニューアル 卒業式は新しい体育館で

6月 定例議会
臨時議会

平成25年6月定例議会は、6月5日から13日まで、臨時議会は27日に開催され、7件の議案が活発に審議されました。

主な議案

国民健康保険税の条例改正

- Q 改正の内容と住民への影響等を説明せよ。
- A 1点は、低所得者世帯の方が後期高齢者医療制度に移行した場合、保険料の減額対象基準額は同じとなる緩和策で今年度から恒久化される。2点目は、2人世帯で1人が後期になった場合は最初の5年間で2分の1減額だが、その後3年間、4分の1を減額するもので、対象世帯は365世帯ある。

松伏中体育館の大規模改修

- Q 松伏中学校の体育館大規模改修工事が大きな事業だが、改修内容については。
- A 学校施設環境改善交付金1億0645万円と地域の臨時交付金1億5505万円が国の補助である。体育館を全面改修リニューアルを行うもので、内容は内外装のやりかえ、シャワートイレ対応の洋式化、プロパンガス熱源輻射暖房機の設置、全館LED照明化、カーテンの電動化、グラウンド側のウッドデッキの設置をする。
- Q 太陽光発電装置の設置や教育現場への影響はどうか。卒業式に間に合うのか。
- A 検討はしたがスペースが少ないので見合せた。工期は2月末で終了し、卒業式を行えるようにする。
- Q 町の負担は、どの程度になるか。
- A 国の財源の他に、一般財源から3174万円、地方債（借入金）4000万円で、設計や工事、備品も合せ、総額3億3400万円の事業になる。



現在の松伏中学校体育館



松伏中学校体育館完成予想図

憲法第96条を改正し発議要件を緩和することに反対する意見書

改正について「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めている。国民にとっては憲法改正論は唐突であり、疑問批判はまぬがれない。日本弁護士連合会からも「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」が出ている。大きな問題のある憲法第96条改正は、断念、中止をすることを松伏町議会として強く求める。

町長等、職員の給与削減の条例制定

町長、副町長、教育長が10%の減額。
職員（179人）の減額率は平均6.34%。
総額で約3870万円の減額となります。
期間は平成25年7月から平成26年3月までです。

主な議案（採決）

件名	議員名											採決			
	堀越利雄	佐藤永子	佐々木ひろ子	高橋昭男	福井和義	鈴木勝	荘子敏一	山崎善弘	松岡高志	川上力	鈴木勉		長谷川真也	吉田俊一	広沢文隆
	(町)	(政)	(公)	(政)	(政)	(町)	(自)	(自)	(自)	(公)	(社)	(町)	(共)	(共)	
松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
松伏中体育館の大規模改修など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
憲法第96条を改正し発議要件を緩和することに反対する意見書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	○	○	否決
町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	可決

(○=賛成、●=反対)
(会派名) 自=新自民クラブ、政=新政クラブ、町=町民クラブ、公=公明党、共=日本共産党、社=新社会党